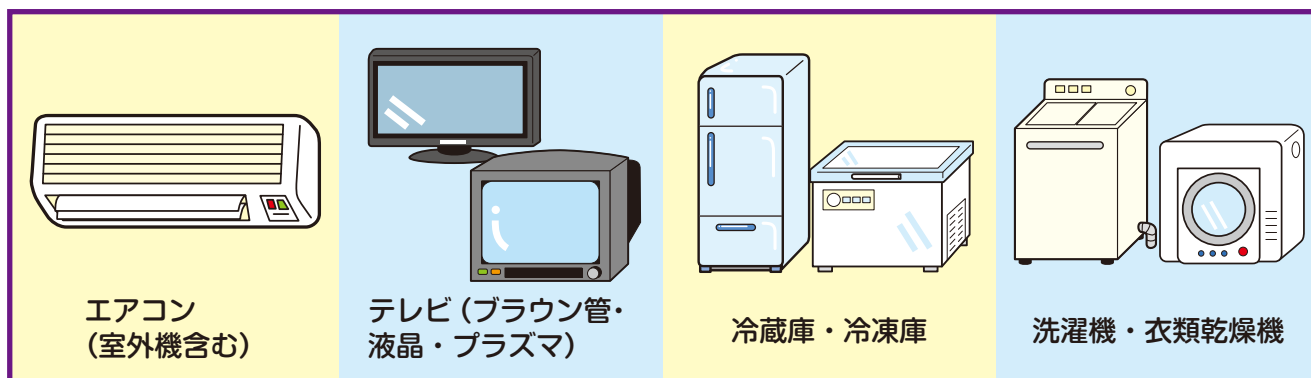


◆家電リサイクル品

- 「家電リサイクル法」により、次の4品目はメーカーが回収し再資源化します。



●販売店に引き取りを依頼してください

家電リサイクル法では、不用になったエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目を廃棄する場合、販売店は「消費者からの引取りと家電メーカーへの引渡し」、家電メーカーは「引取りとリサイクル(再商品化等)」といった役割をそれぞれが分担し、リサイクルを推進することが義務づけられています。また、消費者は「リサイクル料金を負担する」ことが義務づけられています。

●ごみ処理場に持ち込む

ごみ処理場に直接持ち込み、品目に応じた処理手数料(リサイクル料金)をお支払いください。

エアコン	4,000円
テレビ	3,200円
冷蔵庫	5,000円
冷凍庫	6,000円
洗濯機	2,500円
衣類乾燥機	2,500円

- 村上市ごみ処理場
住所：村上市檜原1147番地
電話：0254-60-2430

●収集運搬許可業者に依頼する

買い替えしない場合や自分で運ぶことができない場合などは、収集運搬許可業者(P20)に依頼することもできます。(料金は事前にご確認ください)

●指定引き取り場所へ持ち込む

事前に郵便局でリサイクル料金を支払い、家電リサイクル券を受け取って、次の引き取り場所へ持ち込んでください。

- 神田商店
住所：新発田市曾根字上谷内622
電話：0254-28-7730
- 日本通運(株)中条営業所
住所：胎内市長橋字川ナシ86-6
電話：0254-43-3181

◆リサイクル料金は、品目、メーカーごとに異なりますのでご確認ください。

「家電リサイクル券センター」
電話：0120-319640
受付時間：午前9時～午後5時
(日、祝休)